

令和元年6月  
大東市議会  
定例会議会議案  
条例新旧対照表

## も く じ

・議案第 39 号	大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例-----	2
・議案第 40 号	大東市道路の構造の技術的基準を定める条例-----	10
	大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例-----	20
・議案第 41 号	大東市都市公園条例-----	24
・議案第 42 号	大東市営住宅条例-----	34
・議案第 43 号	大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例-----	42

## 議案第39号

### 大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める 条例

新
第1条 ～ 第6条 (略) (保育所等との連携)
第7条 (略)
2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
(1) ～ (2) (略)
3 (略)
<u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u>
<u>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u>
<u>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u>
<u>(2) 法第6条の3第12項および第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u>
6 (略)
第8条 ～ 第16条 (略)

### 主要改正点

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したと。

### 新旧対照表

旧
第1条 ～ 第6条 (略) (保育所等との連携)
第7条 (略)
2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
(1) ～ (2) (略)
3 (略)
4 (略)
第8条 ～ 第16条 (略)

## 新

(食事の提供の特例)

第17条 (略)

2 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第18条 ～ 第23条 (略)

(職員)

第24条 (略)

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)

は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める看護師であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) ～ (2) (略)

3 ～ 4 (略)

第25条 ～ 第37条 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第38条 (略)

(1) (略)

## 旧

(食事の提供の特例)

第17条 (略)

2 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第18条 ～ 第23条 (略)

(職員)

第24条 (略)

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める看護師であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) ～ (2) (略)

3 ～ 4 (略)

第25条 ～ 第37条 (略)

(居宅訪問型保育事業)

第38条 (略)

(1) (略)

## 新

(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項または第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) ～ (5) (略)

第39条 ～ 第45条 (略)

(連携施設にかかる特例)

第46条 (略)

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条 ～ 第49条 (略)

### 付 則

1 ～ 2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)および第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第

## 旧

(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項または第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) ～ (5) (略)

第39条 ～ 第45条 (略)

(連携施設にかかる特例)

第46条 (略)

第47条 ～ 第49条 (略)

### 付 則

1 ～ 2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号(調理設備に係る部分に限る。)および第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して

## 新

1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5 ～ 11 (略)

## 旧

5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5 ～ 11 (略)

議案第40号

大東市道路の構造の技術的基準を定める条例  
大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する  
基準を定める条例

新
(大東市道路の構造の技術的基準を定める条例)
第1条 ～ 第3条 (略) (車線等)
第4条 (略)
(1) ～ (2) (略)
<u>(3) 自転車通行帯</u>
<u>(4)</u>
<u>(5)</u>
<u>(6)</u>
<u>(7)</u>
<u>(8)</u>
2 ～ 4 (略)
5 第3種第5級または第4種第4級の普通道路の車道 <u>(自転車通行帯を除く。)</u> の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または <u>第34条</u> の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。
第5条 (略) (副道)
第6条 (略)
2 副道 <u>(自転車通行帯を除く。)</u> の幅員は、4メートルを標準とするものとする。 (路肩)

主要改正点

- ・道路構造令の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第1条 ～ 第3条 (略) (車線等)
第4条 (略)
(1) ～ (2) (略)
<u>(3)</u>
<u>(4)</u>
<u>(5)</u>
<u>(6)</u>
<u>(7)</u>
2 ～ 4 (略)
5 第3種第5級または第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または <u>第33条</u> の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。
第5条 (略) (副道)
第6条 (略)
2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。 (路肩)

## 新

第7条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 副道に接続する路肩の幅員は、第2項の規定にかかわらず、0.5メートル以上とするものとする。

6 ～ 8 (略)

第8条 (略)

(自転車通行帯)

第9条 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路（自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第10条 自動車および自転車の交通量が多い第3種（第4級および第5級を除く。次項において同じ。）または第4種（第3級および第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通

## 旧

第7条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 副道に接続する路肩の幅員は、第2項の規定にかかわらず、0.5メートルとするものとする。

6 ～ 8 (略)

第8条 (略)

(自転車道)

第9条 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通

## 新

量が多い第3種もしくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 ～ 5 （略）

（自転車歩行者道）

第11条 自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道または自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 ～ 4 （略）

（歩道）

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）または自転車道もしくは自転車通行帯を設ける第3種もしくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 ～ 5 （略）

第13条 （略）

第14条 （略）

第15条 （略）

（車道の屈曲部）

第16条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）または第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

第17条 （略）

## 旧

量が多い第3種もしくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 ～ 5 （略）

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 ～ 4 （略）

（歩道）

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）または自転車道を設ける第3種もしくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 ～ 5 （略）

第12条 （略）

第13条 （略）

第14条 （略）

（車道の屈曲部）

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）または第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

第16条 （略）

## 新

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

第27条 (略)

第28条 (略)

第29条 (略)

(立体交差)

第30条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 連結路については、第4条から第7条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条および第27条ならびに政令第12条の規定は、適用しない。

第31条 (略)

(待避所)

第32条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第33条 (略)

(1) ～ (7) (略)

## 旧

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

第27条 (略)

第28条 (略)

(立体交差)

第29条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条および第26条ならびに政令第12条の規定は、適用しない。

第30条 (略)

(待避所)

第31条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 (略)

(1) ～ (7) (略)

## 新

(8) 道路情報管理施設 (第5号に掲げるものを除く。)

(9) (略)

第34条 (略)

第35条 (略)

第36条 (略)

第37条 (略)

第38条 (略)

第39条 (略)

(附帯工事等の特例)

第40条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、または道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定 (第7条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条および第37条を除く。) ならびに政令第4条、第12条および第35条第2項から第4項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合 (次項に規定する改築を行う場合を除く。) において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第14条第2項および第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項ならびに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第14条第2項および第3項、第21条第1項、第23条第

## 旧

(8) 道路情報管理施設 (緊急連絡施設を除く。)

(9) (略)

第33条 (略)

第34条 (略)

第35条 (略)

第36条 (略)

第37条 (略)

第38条 (略)

(附帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、または道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定 (第7条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条および第36条を除く。) ならびに政令第4条、第12条および第35条第2項から第4項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合 (次項に規定する改築を行う場合を除く。) において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項および第3項、第11条第3項および第4項、第13条第2項および第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項ならびに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項および第3項、第11条第3項および第4項、第13条第2項および第3項、第20条第1項、第22条第2項、第

## 新

2項、第25条第3項、次条第1項および第2項ならびに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路および自転車歩行者専用道路)

### 第42条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、第3条から第40条までおよび前条第1項(自転車歩行者専用道路にあつては、第13条を除く。)ならびに政令第4条、第12条および第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

### 第43条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第40条までおよび第41条第1項ならびに政令第4条、第12条および第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例)

### 第1条 ～ 第3条 (略)

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、大東市道路の構造の技術的基準を定める条例(平成24年条例第37号。次項において「道路構造条例」という。) 第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第11条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 (略)

## 旧

24条第3項、次条第1項および第2項ならびに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路および自転車歩行者専用道路)

### 第41条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、第3条から第39条までおよび前条第1項(自転車歩行者専用道路にあつては、第12条を除く。)ならびに政令第4条、第12条および第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

### 第42条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第39条までおよび第40条第1項ならびに政令第4条、第12条および第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

### 第1条 ～ 第3条 (略)

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、大東市道路の構造の技術的基準を定める条例(平成24年条例第37号。次項において「道路構造条例」という。) 第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 (略)

新

第5条 ～ 第33条 (略)

旧

第5条 ～ 第33条 (略)

# 議案第41号

## 大東市都市公園条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第5条 (略) <u>(公園施設の設置基準)</u>
第6条 <u>法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。</u>
<u>2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。次条において「令」という。)第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</u>
(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合の範囲)
第7条 令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として <u>前条第1項</u> の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として <u>前条第1項</u> の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として <u>前条第1項</u> および第1項または第2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度

## 主要改正点

- ・都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合について規定したこと。
- ・都市公園に公募対象公園施設を設ける場合における建蔽率の特例について規定したこと。
- ・都市公園に公園施設を設け、または管理する場合の使用料について規定したこと。

旧
第1条 ～ 第5条 (略) <u>(公園施設の設置基準)</u>
第6条 <u>都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。ただし、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。次条において「令」という。)第6条第1項で定める特別の場合においては、次条で定める範囲内でこれを超えることができる。</u>
(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合の範囲)
第7条 令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として <u>前条本文</u> の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として <u>前条本文</u> の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として <u>前条本文</u> および第1項または第2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度

## 新

として前条第1項および第1項、第2項または第3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第8条 ～ 第23条 (略)

(使用料の徴収)

第24条 (略)

2 (略)

第25条 ～ 第32条 (略)

別表(第16条関係)

都市公園使用料表

1 都市公園に公園施設を設け、または管理する場合

使用の種類	単位(期間)	使用料の額(円)
土地	1月	当該土地の価格×(0.25/100) ×(当該土地のうち使用する部分の面積/当該土地の面積)
建物	1月	(当該建物の価格×(0.5/100) +当該建物の敷地の価格×(0.25/100))×(当該建物のうち使用する部分の面積/当該建物の面積)
土地および建物以外の財産(以下「その他	1月	当該その他財産の価格×(0.5/100)×(当該その他財産のうち使

## 旧

として前条本文および第1項、第2項または第3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第8条 ～ 第23条 (略)

(使用料の徴収)

第24条 (略)

2 (略)

3 使用料の額が月を単位として定められている場合において、都市公園の使用の日数に端数を生じたときは、使用料の額は、日数に応じて日割り計算により算出する。

第25条 ～ 第32条 (略)

別表(第16条関係)

公園使用料金表

使用の種類	単位		使用料 (円)	摘要
	数量	期間		
電柱、支柱、支線柱、支線	1本	1年	1,400	
水道管、下水道管	外径が0.2m未満	1m	1年	300
ガス管その他これらに類するもの	外径が0.2m以上0.4m未満	1m	1年	400
	外径が0.4m以上1.0m未満	1m	1年	950
	外径が1m以上	1m	1年	1,900
地下構造物	1㎡	1年	1,900	
郵便差出箱	1個	1年	760	

## 新

財産」という。) | | 用する数量／当該その他財産の数量)

### 2 公園施設以外の工作物その他の物件または施設を設けて都市公園を占有する場合

使用の種類		単位		使用料の額 (円)
		数量	期間	
電柱、支柱、支線柱および支線		1本	1年	1,400
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.2メートル未満のもの	1メートル	1年	300
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	1年	400
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1年	950
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	1年	1,900
地下構造物		1平方メートル	1年	1,900
郵便差出箱		1個	1年	760
公衆電話所		1個	1年	1,900
標識		1本	1年	1,500
工事中用板囲、足場、詰所および工事中用材料置場		1平方メートル	1月	1,000
看板、貼り札	一時的に設けるもの	表示面積	1月	720

## 旧

公衆電話所	1個	1年	1,900	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し物に使用すること	1場所	1日	2,000	
標識	1本	1年	1,500	
工事中用板囲、足場、詰所その他工事中用材料置場	1㎡	1月	1,000	
看板、貼札、貼紙	一時的に設けるもの	表示面積 1㎡	1月	720
	その他	表示面積 1㎡	1年	7,200
行商、募金、その他これらに類する行為	1㎡	1日	800	
業として写真を撮影すること	1場所	1時間	2,000	
興行を行うこと	1㎡	1日	54	
業として映画を撮影すること	1場所	1時間	2,000	
夜間照明設備を使用すること	1場所	30分	500	

### 備考

- 1 単位の計算については、30分を単位とするものにあつては30分に満たない端数は30分、1時間を単位とするものにあつては1時間に満たない端数は1時間、日を単位とするものにあつては1日に満たない端数は1日、月を単位とするものにあつては1月に満たない端数は1月、年を単位とするものにあつては1年に満たない端数は1年、1平方メートルを単位とするものにあつては1平方メートルに満たない端数は1平方メートル、1メートルを単位とするものにあつては1メートルに満たない端数は1メートルとする。
- 2 使用料の額が1件50円未満であるときまたは使用料の額に50円未満の端数があるときは、50円として計算するものとする。

新

および貼り紙	るもの	1平方メートル		
	その他のもの	表示面積 1平方メートル	1年	7,200
その他のもの		1平方メートル	1月	当該土地の価格× (0.25/100) ×(当該土地のうち 使用する部分の面積 /当該土地の面積)

3 第9条第1項各号に掲げる行為をする場合

使用の種類	単位		使用料の額(円)
	数量	期間	
行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	800
業として写真または映画を撮影する行為	—	1時間	2,000
興行を行う行為	1平方メートル	1日	54
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために独占して都市公園を利用する行為	—	1日	2,000
夜間照明設備を使用する行為	—	30分	500

備考

旧

## 新

- 1 土地、建物、敷地およびその他財産の価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格によるものとする。
  - (1) 買入れ、建築、収用等有償により取得したもの 当該有償により取得した価格
  - (2) 前号に掲げるもの以外のものおよび前号の価格によることが適当でないと認められるもの 適正な時価により市長が評定した価格
- 2 公園施設を設け、または管理する者を公募により決定した場合の使用料の額は、当該公園施設を設け、または管理する者として決定した者が応募した額（その額がこの表に定める額を下回る場合にあつては、この表に定める額）とする。
- 3 単位の計算については、30分を単位とするものにあつては30分に満たない端数は30分、1時間を単位とするものにあつては1時間に満たない端数は1時間、1日を単位とするものにあつては1日に満たない端数は1日、1年を単位とするものにあつては1年に満たない端数は1年、1平方メートルを単位とするものにあつては1平方メートルに満たない端数は1平方メートル、1メートルを単位とするものにあつては1メートルに満たない端数は1メートルとして行うものとする。
- 4 1月を計算の単位とするものについては、使用の期間が1月に満たないときまたはその期間に1月に満たない端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
- 5 算出した使用料の額に50円未満の端数があるときは、これを50円に切り上げるものとする。

## 旧

## 議案第42号

### 大東市営住宅条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第5条 (略) (入居者の資格)
第6条 (略) (1) ～ (8) (略)
<u>(9)</u> (略)
2 前項の規定にかかわらず、同項第4号の条件を具備していない者のうち、市長が特に必要であると認めるものは、 <u>当該条件を具備するものとみなす。</u>
3 (略)
第7条 ～ 第10条 (略) (住宅入居の手続)
第11条 (略) (1) 請書を提出すること。
(2) (略)
2 (略)
<u>3</u> (略)
<u>4</u> (略)
第12条 ～ 第17条 (略)

### 主要改正点

- ・大東市営飯盛園第2住宅を廃止することに伴い、当該住宅に係る規定を削除したこと。
- ・市営住宅に係る入居者の資格要件を緩和したこと。
- ・不正行為により市営住宅に入居した者から徴収することができる金銭のうち利息の算定利率を変更したこと。

旧
第1条 ～ 第5条 (略) (入居者の資格)
第6条 (略) (1) ～ (8) (略)
<u>(9) 市長が適当と認める保証人を有する者であること。</u>
<u>(10)</u> (略)
2 前項の規定にかかわらず、同項第4号 <u>および第9号</u> の条件を具備していない者のうち、市長が特に必要であると認めるものは、 <u>これらの条件を具備するものとみなす。</u>
3 (略)
第7条 ～ 第10条 (略) (住宅入居の手続)
第11条 (略) (1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。</u>
(2) (略)
2 (略)
<u>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u>
<u>4</u> (略)
<u>5</u> (略)
第12条 ～ 第17条 (略)

# 新

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居者から第11条第3項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第28条第1項または第33条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日または明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 ～ 5 (略)

第19条 ～ 第37条 (略)

(住宅の明渡請求)

第38条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 ～ 6 (略)

第39条 ～ 第42条 (略)

(準用)

第43条 (略)

第18条	<u>第11条第3項</u>	第41条第2項

第44条 ～ 第48条 (略)

(準用)

# 旧

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第28条第1項または第33条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日または明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 ～ 5 (略)

第19条 ～ 第37条 (略)

(住宅の明渡請求)

第38条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 ～ 6 (略)

第39条 ～ 第42条 (略)

(準用)

第43条 (略)

第18条	<u>第11条第4項</u>	第41条第2項

第44条 ～ 第48条 (略)

(準用)

# 新

第49条 (略)

第18条	<u>第11条第3項</u>	第49条において準用する <u>第11条第3項</u>

第50条 ~ 第71条 (略)

別表第1 (第3条関係)

## 1 市営住宅

名称	位置
大東市営飯盛園第1住宅	大東市北条四丁目1番、3番から5番までおよび7番

2の表 (略)

別表第2 (第50条関係)

名称	位置
大東市営飯盛園第1住宅駐車場	大東市北条四丁目4番、5番および7番

# 旧

第49条 (略)

第18条	<u>第11条第4項</u>	第49条において準用する <u>第11条第4項</u>

第50条 ~ 第71条 (略)

別表第1 (第3条関係)

## 1 市営住宅

名称	位置
大東市営飯盛園第1住宅	大東市北条四丁目1番、3番から5番までおよび7番
<u>大東市営飯盛園第2住宅</u>	<u>大東市北条三丁目1番、2番、4番および8番</u>

2の表 (略)

別表第2 (第50条関係)

名称	位置
大東市営飯盛園第1住宅駐車場	大東市北条四丁目4番、5番および7番
<u>大東市営飯盛園第2住宅駐車場</u>	<u>大東市北条三丁目2番</u>

新

別表第3 (略)

旧

別表第3 (略)

## 議案第43号

### 大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例

新
第1条 ～ 第9条 (略) (職員の配置等)
第10条 (略)
2 ～ 3 (略)
4 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 <u>都道府県知事または地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。
(1) ～ (10) (略)
5 ～ 6 (略)
第11条 ～ 第21条 (略)

### 主要改正点

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

### 新旧対照表

旧
第1条 ～ 第9条 (略) (職員の配置等)
第10条 (略)
2 ～ 3 (略)
4 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
(1) ～ (10) (略)
5 ～ 6 (略)
第11条 ～ 第21条 (略)